

令和 7 年第 6 回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 23 日（月）第 6 回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1 番 田野井 晃 造	2 番 田 島 正 男	3 番 竹 澤 靖
4 番 関 口 清	5 番 高 村 秀 男	6 番 柴 田 忠
7 番 小 林 和 夫	8 番 仲 田 裕 子	9 番 黒 川 幸 昭
10 番 奈 良 茂 男	11 番 早乙女 八重子	12 番 神 長 守 雄
13 番 松 井 研 吉	14 番 小 平 敏 男	15 番 安 生 芳 子
16 番 神 山 卓 也	17 番 金 子 重 博	18 番 大 森 用 子
19 番 青 木 正 好		

（19名）

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
	主 事 半 田 まゆか	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和7年第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

4 番 関 口 清 委員、5 番 高 村 秀 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明い

たします。今回は売買 9 件、贈与 3 件、合計 12 件の許可申請が提出されました。そのうち、議案番号 3 番、4 番、5 番の案件について補足説明をさせていただきます。まず 3 番につきましては新規就農の案件となりまして、事前に竹澤靖農業委員と福田喜重推進委員による聞き取り調査を行いました。その内容を簡単に説明しますと、空き家と一緒に隣地の農地を購入して、農業関係の資格を所有しているのでそれを活かして農業を始めたいとのことで、規模は自家消費程度となります。トラクターやチェーンソーなどの機械の安全講習などを受けた経験があり使用するには問題無いそうです。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の地元農業委員の意見でも説明があります。次に、4 番及び 5 番につきましては、どちらも●●さんが農地を取得する案件になりますが、5 番の茂呂の申請地は現況が一部農地とは言えない状態となっております。●●さんとは話し合いを以前より数回しており、その土地については農地へ復元するというお話をされていたので、この 2 つの案件につきましては条件付きでの許可で良いかと思われます。その条件としましては、許可後半年以内に農地へ復元させて作付けを開始するということと、それが出来なかった場合は状況により許可が取消しとなるという内容で考えております。以上が補足説明となります。その他の案件につきましては、別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1 番の件は、武子の●●さんが受け人で、農地の場所は下日向ですが●●さんが生まれた実家のすぐそばです。問題は無いと思われますのでご承認のほどお願いしたいと思います。

◎竹澤 靖委員 2 番の件は、●●さんから●●さんへの有償による所有権移転になります。●●さんはこの農地の周りに農地を持っていますので、今後地続きで作付ができることとなります。この農地は入っていく道がほとんどないような農地だったので、前の所有者の●●さんとしては長く放っておいたような状態でした。今後は適切な管理が図れると思いますのでご承認のほどよろしくお願いしたいと思います。3 番の件は、先ほど事務局から説明がありましたとおり先週の 18 日に面談を行いました。面談の中ではとりわけ問題になるようなところはございませんでした。今後、農地を継続的に保全していくということで面談が終わりまりましたので、承認のほどよろしくお願いしたいと思います。

◎小林和夫委員 4 番の件は、加園の●●さんから加園の●●さんへの有償による所有権移転になります。●●さんには後継者がおらず、夫婦二人で住んでおりまして、跡取りがいないのでこの農地を手放すということでした。受け人は●●さんの隣に住んでいる●●さんです。●●さんからすればこの農地は自宅に隣接しているので、取得して管理していきたいとのことでした。続きまして 5 番の茂呂の件ですが、これも有償の所有権移転になります。受け人

が●●さんです。渡し人が●●で、この●●は●●さんが経営する会社ではあるのですが、活動実態がなく休眠状態の法人であるため、今後のことを考えて個人名義にしておきたいということでした。●●さんはサツキをやってる方なので、今後は園芸木を育てながら管理していくようです。先ほど事務局から説明がありましたとおり、現在は建物の基礎とか、コンクリート廃材とか、ゴムのキャタピラとか、諸々の廃材的なものが散乱してる状況があります。半年以内にこれらをきちんと片づけて農地の状況に戻す、出来ない時には許可は取り消しということで本人とも話をしておりますので、条件付きでのご承認をお願いいたします。

◎仲田裕子委員 6番の●●さんの件ですが、●●さん、●●さんと●●さんはいとこ同士で、農地も綺麗に管理されておりましたので何ら問題ないと思われます。承認のほどよろしくお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 上石川の件ですが、●●さんご兄弟3人から小山市の●●さんへの有償の所有権移転です。●●さんはこの場所に家があったのですが、現在は引っ越しされて下日向に住んでおられます。事務局の報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎松井研吉委員 8番の件は、深津の●●さんから●●さんへの有償による所有権移転でございますが、●●さんは受け人の●●さんの家の近くに農地がありそれを譲るということで、●●さんはニラ農家で経営規模拡大のために取得するものです。問題ありませんのでご承認よろしく申し上げます。

◎小平敏男委員 9番と10番の藤江町の件は、●●さんから●●さん、●●さんへの無償による所有権移転になります。11番は●●さんから●●さんへの有償による所有権移転になります。この11番に関しては、今後営農型太陽光の手続きになっていくため地域計画の区域からの除外の手続きも進めています。問題は無いと思いますのでご承認のほどよろしく申し上げます。

◎安生芳子委員 12番の磯町の件は、●●さんが相続で受け継がれた農地なのですが、この土地を●●さんに有償で譲りたいということです。何ら問題無いと思いますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎小林和夫委員 自分が報告した茂呂の件ですが確認しておきたいことがあります。片付けは結構大変なように見受けますが、本人は何とか頑張ってるという話をしていますので、私も先ほど半年以内に農地として整備、出来なかった場合は許可取消しと報告した訳ですが、その半年後の状況は誰がどのように確かめるのでしょうか。

◎事務局（渡邊主事） 許可書を出す段階で半年という条件をつけておりますので、その半年間で現場を農地状態に戻したら事務局に連絡をくれるようお願いしておきます。連絡が無い場合には事務局から連絡を入れて、その後現場を事務局が確認するという事で考えております。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は下沢において、●●さん申請の自宅への進入路への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。なお本件は転用許可前から自宅への進入路として利用していましたことから、始末書が添付されております。2番は白桑田において、●●さん申請の農業用施設、具体的には倉庫2棟への転用であります。申請地は周囲を田及び宅地に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。なお本件は、転用許可前から農業倉庫が建っていたことから始末書が添付されております。3番は藤江町において、●●さん申請の牛舎及び倉庫への転用であります。申請地は周囲を畑及び宅地に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の集落に接続し業務上必要な施設に該当します。なお本件は、農振法の用途区分変更までは手続きが済んでおりましたが、転用許可を得ずに建物を建てていたため始末書が添付されております。以上4条転用3件となります。いずれも追認の転用許可となりますが、お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎小平敏男委員 去る6月16日に橋本局長、大貫係長、永嶋主査、私と高村委員の5名で現地調査を行って参りました。1番、2番、3番の案件ですが、先ほど事務局から説明があったとおり、いずれの案件も始末書付きで許可申請を受けるということで見てまいりましたので、ご報告申し上げます。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 下沢の●●さんの件でございますけれども、すでに農家住宅への進入路として使われてることで始末書がついておりますが、事務局からの説明、現地調査の報告のとおり転用は問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

◎松井研吉委員 2番の白桑田の件ですが、宅地に隣接する農地に30数年前に納屋を建ててしまいまして、それが代替わりをして今になっての申請となったため始末書付きになります。が、転用に関しては問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 3番の藤江町の件は、もう既に牛舎あるいは倉庫等が何年も前から出来ておりまして、今回転用ということで始末書つきでの申請になりますが、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は板荷において、●●申請の駐車場及び資材置場への転用であります。申請地は周囲を雑種地及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は上久我において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑、雑種地及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。3番は上南摩町において、●●申請の思川開発事業に係る説明施設用地及び付帯施設用地の原型復旧工事への一時転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。なお、本件は令和6年度内に事業完了予定でありましたが、復旧工事の入札が不調となり、一時転用期間の上限である3年以内で事業を完了させることができなくなってしまったため、改めて再許可申請を行うよう指導した案件となります。4番は上石川において、●●申請の採掘土、埋戻土運搬路への一時転用であります。申請地は周囲を田及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番は白桑田において、●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。6番は深津において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振除外の手続きが完了し、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。7番は口栗野において、●●申請の太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び雑種地に囲まれた農地であり、第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用7件となります。お手元の

調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎高村秀男委員 同じく16日に現地調査をして参りましたが、先ほどの事務局の説明のとおり、1番から7番まで何ら問題は無いと見て参りましたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 1番の件は、事務局と現地調査委員の説明のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小林和夫委員 2番の件は、上久我の有償による所有権移転です。●●さんから●●への譲渡になります。●●さんは後継者がいないため将来を考えて太陽光発電会社に土地を譲渡するということになりました。事務局と現地調査の報告のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎奈良茂男委員 3番の上南摩の件は、資料に記載されています4名の方の所有地を、●●への賃貸借権設定になります。本件は思川開発事業に係る説明施設及び附帯施設用地の原形復旧工事のための転用です。先ほど事務局からの説明と現地調査員の報告のとおり問題はありまへんので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎早乙女八重子委員 4番上石川の件ですが、上石川の●●さんから●●への賃借権設定による土の運搬のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありまへんのでご承認をお願ひいたします。

◎松井研吉委員 5番の白桑田の件は、●●さんから●●への太陽光発電設備のための有償による所有権移転です。6番の深津の件は、●●さんから●●さんへの一般個人住宅のための有償による所有権移転になります。事務局と現地調査員の報告とおひ問題ありまへんので、よろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 7番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから東京都の●●への太陽光発電のための有償による所有権移転による転用です。現地等を見て参りましたが特に問題はありまへん。よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第４号及び議案第５号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第４号及び５号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法１９条により、この農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。このたび、鹿沼市長より令和７年５月３０日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には農地中間管理事業の再配分、新規一括方式について記載しております。議案書１１ページをご覧ください。このたび受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が１件、２筆、６，００５㎡となっております。議案書１２ページをご覧ください。新規の一括方式出の計画が２件、７筆、１０，４０４㎡となっております。以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律１８条５項第２号、第３号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第４号から５号まで、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第４号と議案第５号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第４号の１番と、議案第５号の２番と３番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前１０時４０分に閉会を宣した。

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和７年６月２３日

議 長

署名委員

署名委員
